

**令和 8 年度
新潟県デジタル人材リスキリング支援事業（デジタル技術基礎コース）
業務委託仕様書**

本仕様書は、令和 8 年度新潟県デジタル人材リスキリング支援事業（デジタル技術基礎コース）（以下、「本事業」という。）の業務委託について、受託者に対する委託業務内容を示すものである。

1 本事業の概要

(1) デジタル技術基礎コースの目的

デジタル技術基礎コースは、主に非正規労働者及び求職者を対象に受講時間を拘束されない e ラーニングにより、ビッグデータの活用と分析に至るプロセス、などのデジタルに関する基礎知識の訓練を行うことで、主にものづくり職種及び人手不足職種への雇用促進、または労働者の処遇改善につなげる。

(2) 定義

ア 対象者

主な対象者：新潟県内の事業所に勤務又は新潟県内に在住する非正規労働者、求職者（各コースの定員に対して上記対象者の申込みに空きがあった場合は、正社員の受講を可とする。）

なお、雇用形態については受講者の自己申告とする。

イ 在職者訓練

県立テクノスクールが在職者を対象として行う公共職業訓練で、訓練時間は最低 12 時間、受講料は学科（パーソナルコンピューターを活用したコースを含む）が 2,900 円と条例により定められている。

なお、本事業は在職者訓練として実施するため、訓練時間は 12 時間以上（e ラーニングのコンテンツとしては 9 時間以上）が必要。

全単元を終了し、確認テストに合格（正答率 8 割以上）した者には、テクノスクール校長が修了証書を交付する。

ウ e ラーニング

インターネットなどを活用して通信により行う訓練のうち、教育訓練用ソフトウェアやシステムを受講者が使用して単独で学習できるもの。

(3) 実施コースの内容及び規模

実 施 内 容：①ビッグデータの活用と分析に至るプロセス

②仕入原価・労務管理のシステム化

③IoT とデータ利活用の全体像

④DX の推進に関するコース

⑤生成 AI の基礎理解とビジネスへの活用

⑥その他、雇用促進や労働者の処遇改善につながるコース

実施コース数：上記1(3)①～⑥の中から4コース以上とすること。

受講予定者数：220人

(4) 実施地域及び管轄

実施地域：全県

管轄校：新潟テクノスクール

上越テクノスクール

三条テクノスクール

魚沼テクノスクール

訓練実施期間ごとに管轄校を割り振り、事務手続き等を行う。

(5) 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（最終訓練開始日は令和9年3月1日）

2 委託事業の内容と運営

(1) 訓練の実施方法

ア 訓練形式

受講者が自宅等から学習システムにIDとパスワードを用いてログインし、24時間いつでも訓練を受講できるeラーニング形式とする。

イ 実施日程

受講者募集締切日、訓練開始日、ID・パスワードの発行日については、契約締結後に受託者と雇用能力開発課、各テクノスクールで協議のうえ決定する。

ウ 受講者の管理

受託者は受講希望者を受付後、速やかに管轄校に受講者名簿を提出し、管轄校はそれを受けて受講者に受講料の納入を通知する。受講料の納入が確認され次第、管轄校は受託者にID及びパスワードの発行を指示する。

エ 訓練修了日

訓練開始から1か月後とする。（IDの有効期間）

オ 訓練時間

1コース当たりの訓練時間はeラーニングのコンテンツとしては9時間以上とし、それ以外の訓練時間と合わせて12時間以上であること。

カ 質問・サポート窓口

訓練期間中のサポート方法はチャットシステムまたはメールとし、問い合わせがあった場合は翌営業日までに回答すること。

なお、回答が困難な事象が発生した場合は雇用能力開発課と協議すること。

(2) 訓練運営

ア eラーニングの教材と機能

① 講義動画、映像、シミュレーション、説明画面、音声、テキストなどによる学習ができることに加え、各学習の單元ごとに習得度の確認テスト、全單元を終了

した後、全範囲を対象とした確認テストを実施し採点結果を表示すること。また、確認テストは繰り返し実施できること。合格点（80点以上）の点数を取得した場合は、今までの採点結果に加え、評価と各問題の解説を表示し指導すること。

なお、確認テストは1コース当たり2回以上行うこと。

- ② 受講状況（受講時間、進捗状況）が把握できる学習管理の機能を有し、受講者も常に確認できること。

イ 受講状況の管理

受講者に訓練日程を伝え、受講状況及び進捗状況を確認すること。進捗状況に遅れのある場合等は、受講者へ連絡し、状況の確認及びアドバイスを行うこと。

ウ eラーニングに使用する機器

受講者が自ら用意することとし、機器、通信費の負担も受講者によるものとする。したがって、受託者は、機器・通信費とも高額な費用負担とならない、一般的な機器で学習できるように、訓練コースを設定すること。

受講に要する機器等の条件（PC、タブレット、スマートフォン、通信条件）などは、募集案内、広報ツール（リーフレット等）に明記すること。

エ 受講者の費用負担

受講者は、管轄校が行う在職者訓練の受講生となるため、条例に基づく受講料を県に納付する。加えて、前述の機器の準備、通信費を負担する。

受託者は受講者から授業料などを徴収せず、本委託事業の委託料で事業を実施するものとする。ただし、教科書など受講者に帰属する教材が必要な場合は、受講者に購入してもらうことは可能である。その場合、募集案内、広報ツール（リーフレット等）に明記すること。

(3) 対象者への周知と受講者募集の取組

受講者確保のため、次の点について連携・協力する。

- ア 受講者の募集リーフレット等は受託者が作成し、雇用能力開発課に確認のうえ公開すること。また、公的機関でリーフレットを配付する必要がある場合は管轄校が協力する。それ以外の場所で配布する場合は受託者が雇用能力開発課に確認のうえ行うこととする。
- イ 受託者のホームページなど広報媒体を活用し受講者募集を行うこと。また、テクノスクールのホームページでも受講者募集を行う。
- ウ その他、受託者が自らの知見を活用した本事業の周知を行うこと。実施にあたり疑義がある場合は雇用能力開発課に確認すること。

3 役割分担

表1 役割分担表

内 容	役割分担
ア 参加者募集	<ul style="list-style-type: none">作成・印刷：受託者校 正：雇用能力開発課配 布：公的機関－テクノスクール それ以外－受託者及びテクノスクール
イ 申込み受付	<ul style="list-style-type: none">ログインIDやパスワードの発行管理が必要なことから、受託者が行うものとする。個人情報の管理には厳重な注意を払うこと。
ウ 受講料の徴収	<ul style="list-style-type: none">管轄校
エ ID・パスワード発行	<ul style="list-style-type: none">受託者
オ 訓練実施及び訓練期間中の支援	<ul style="list-style-type: none">受託者
カ 修了証書交付	<ul style="list-style-type: none">管轄校
キ アンケート	<ul style="list-style-type: none">アンケートは受託者がWebで実施すること。アンケートの質問項目は新潟県又は管轄校が作成するが、受託者が自らの成果目標の達成度を測るために必要となる項目を加えることができるものとする。
ク 実施報告書	<ul style="list-style-type: none">受託者がアンケート結果を含め管轄校に提出する。
ケ 訓練後の受講者への情報提供等	<ul style="list-style-type: none">管轄校受講後の効果確認アンケートを令和9年3月末までに実施

4 事業に関する事業実施報告の提出

デジタル技術基礎コース訓練のコースごとに修了日（訓練期間の終了日）の翌日から起算し10日以内に、管轄校に事業実施状況報告（様式は別途指定）を提出する。

その他、新潟県から要求があったときは、随時、実施状況を報告する。

5 委託限度額について

7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

見積限度額は、①eラーニングの教材開発または使用に係る経費及び受講者募集に係る経費としての基本経費と、②eラーニングを実施する期間において発生する経費である訓練管理費と、③受講者一人当たりに係る経費である訓練実施費の3つの経費区分の合計額とする。委託限度額の算出方法は下表のとおりとする。

表2 委託限度額算出表

経費区分	数量	委託限度額
①基本経費	一式	7,700,000 円
②訓練管理費	〇か月	
③訓練実施費	220 人	

6 契約方法及び支払方法について

- (1) 本事業を業務委託契約として締結し、契約額は上記5のとおりとし経費区分②訓練管理費と③訓練実施費については単価契約とする。
- (2) 雇用能力開発課は実施状況報告の提出を受けた後、検査を実施し、書面または口頭により受託者に結果を通知する。検査に合格した場合、受託者は県に請求書を提出できるものとする。県は適正な請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を他の事業者等に委託することはできない。
ただし、一部の業務等を他の事業者等に委託することが効果的と認められる場合は、あらかじめ新潟県に承認を受け再委託することができるものとする。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者の管理について、一切の責任を負う。
- (3) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、新潟県、研修受講者及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (4) 受託者及び本業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月25日 新潟県条例第32号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に新潟県に報告する。
- (7) 受託者は、業務の実施に当たり自己が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応するものとする。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録すること。
- (8) 本業務の実施に当たっては、受託者が本業務の企画提案募集の際に用いた提案書、その説明内容及び県との協議事項に基づき誠実に実施するものとする。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、新潟県及び受託者双方で協議して決定するものとする。